

●昭和52年3月以前に建てられた工場・ビル・倉庫等をお持ちの皆様へ！！

【北九州事業エリア】安定器等の処分期間 ⇒ 令和3年（'21年）3月31日まで

1) PCBって何？

PCBは電気絶縁性にすぐれ、電気機器に広く絶縁油として使用されていたが、昭和43年の食中毒「カネミ油症事件」の発生から人体に有害であることが判明し製造や使用禁止となる。

2) PCB廃棄物処理の経緯 【期限までに処分しなければなりません】

- ・昭和47年：PCB製造中止
- ・平成13年6月：「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布
- ・平成28年法改正：北九州事業エリアの安定器等処分期間の1年前倒し

3) PCB使用機器 【照明器具内の安定器に可能性があります】

- ・照明器具の安定器、高圧変圧器、高圧コンデンサなど
↳ 業務用、施設用の照明器具（一般家庭用には使用していません）

【施設用の照明器具】



【一般家庭用の照明器具】



+



引っ掛けシーリング



PCB安定器は
使用されていません

(※引っ掛けシーリング用などの家庭用照明器具)

4) 安定器の役割は？

- ・放電の始動を助け、放電開始後のランプ電流を適正に制限し放電を安定させる。

5) PCB安定器の調査対象 【住宅以外の古い建物①は調査が必要です】

- ①昭和52年3月以前に建築・改修された建物（専用住宅は除く）
- ②PCB安定器の製造期間 ⇒ 昭和32年1月～昭和47年8月
(昭和31年以前、昭和47年9月以降製造の安定器は対象外)
- ③LED照明器具に改修した場合でも、取り替える前の安定器が残置されているケースがあるので注意が必要。

6) PCB安定器の判別について 【電気工事業者等に依頼して下さい】

- ①昭和52年3月以前に建築・改修された建物にはPCB使用安定器が使われた可能性がある。（しゅん工図面、改修履歴で確認）
- ②照明器具の中の安定器銘板を確認して安定器の製造年月で判断
(PCB安定器の製造期間は、昭和32年1月～昭和47年8月の間)
※ランプ、反射板を外して安定器を確認する。＜銘板とは：定格、製造者、製造年月を記載したもの＞
- ③上記②安定器の銘板を調べる場合は、電気工事業者等へ委託するなどの措置を講じる。

7) PCB安定器が見つかったら

①【行政窓口】

※PCB使用・保管機器を発見したら、直ちに行政機関へ連絡して下さい。

広島県	広島市、呉市、福山市以外の保管・所有事業者の方の連絡先
	広島県環境県民局 産業廃棄物対策課 TEL：082-513-2963 〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島市	広島市内の保管・所有事業者の方の連絡先
	広島市環境局業務部 産業廃棄物指導課 TEL：082-504-2225 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
呉市	呉市内の保管・所有事業者の方の連絡先
	呉市環境部 環境政策課 TEL：0823-25-3302 〒737-8501 呉市中央4-1-6
福山市	福山市内の保管・所有事業者の方の連絡先
	福山市経済環境局環境部 廃棄物対策課 TEL：084-928-1168 〒720-8501 福山市東桜町3-5

②【処分業者】

※PCB使用・保管安定器を発見したら、直ちに ^{ジェスコ} J E S C O へ登録・契約の手続きをして下さい。

J E S C O 北九州 PCB 処理事業所 営業課 (小倉オフィス)
〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1
TEL：093-522-8588 FAX：093-522-8590 (http://www.jesconet.co.jp/)

③【収集運搬業者】

※保管場所から J E S C O までの収集運搬を許可業者と契約して下さい。

収集運搬許可業者は ↓ URL のリストから選定して下さい

(<http://www.jesconet.co.jp/facility/kitakyushu/acceptance/pdf/kitakyushuushuunlist.pdf>)

8) 補助金制度が活用できます

1. 【調査費用】 (PCB使用照明器具の有無に係る調査・支援事業) <環境省> ・安定器調査費用の1/10 (上限50万円)
2. 【LED照明器具への交換費用】 (LED導入に係る事業) <環境省> ・PCB使用照明器具をLED一体型照明器具に交換する費用の1/2
3. 【省エネルギー投資促進に向けた支援補助金】 <経済産業省> ・設備単位 (高効率照明等) の省エネルギー設備費の1/3 *補助金限度額 (上限～下限) 3,000万円～30万円
4. 【処分費用】 (中小企業者等の負担軽減制度) <PCB廃棄物処理基金> ・PCB使用安定器処分費用 ⇒ 中小企業者：70%軽減、個人：95%軽減

※1、2、3の申請にあたっては必ず公募要領で公募期間他を確認して下さい。

※4の申請にあたってはJ E S C O へ問合せして下さい。